

昭和二十七年十二月二十六日受領  
答 弁 第 一 七 号

(質問の 一七)

内閣衆質第一五号

昭和二十七年十二月二十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 大野 伴 睦 殿

衆議院議員長谷川四郎君提出教育職員給与体系の改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長谷川四郎君提出教育職員給与体系の改正に関する質問に対する答弁書

教職員の職務の特殊性を認めて待遇改善に努力いたしたい。

教職員の現行俸給表には不合理の点があるので、給与準則が決定される際にはこれが是正のため努力をいたしたい。

いわゆる三本建の主張もこれら不合理是正に対する一つの意見と思われるので、各角度から充分研究して納得の行く結論に到達いたしたいと目下研究中である。

なお、問題点となるのは、

- (1) 初任給を引き上げること。
- (2) 修学年数を合理的に勤務年数に換算すること。
- (3) 前歴計算を実情に即して合理化すること。
- (4) 研修手当等の特殊勤務手当を考慮すること。

等である。

右答弁する。